# 沖縄県情報システムポリシーについて

### 情報システムポリシーとは

情報システムの企画・計画から評価・廃止に至るまでのライフサイクルプロセスにおいて、組織としてマネジメントすべき基本的事項及び 基準を定めた文書

関係法令	条文(抜粋)
地方自治法 (244条の5第1項)※1 ※1 令和8年4月1日施行	普通地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、事務の種類及び内容に応じ、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、情報システムを有効に利用するとともに、他の普通地方公共団体又は国と協力して当該事務の処理に係る情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならない。
官民データ活用推進基本法 (以下「官民データ法」/11条)	国及び <b>地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、</b> 個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、 <b>国民がインターネット</b> その他の高度情報通信ネットワークを <b>通じて容易に利用</b> できるよう、 <b>必要な措置を講ずる</b> ものとする。

沖縄県の情報システムの調達における基本方針

沖縄県情報システム ポリシーの構成

本県ではH22.4月策定

**基本方針に基づき**、情報システムの各プロセス において**実施すべき事項**を定めている

実施すべき事項の具体的な解説

**準拠**もしくは**考慮**すべき**技術の方針** 

(実施手順)

本編

運用の手引き

### 【主な改正履歴】

H22策定・施行H26システム台帳追加H29三層対策の規定

作成すべき資料の**実施手順** 

## 令和6年度沖縄県情報システムガイドラインの主な改正概要

# 1 クラウド・バイ・デフォルト原則の導入に伴う改正

# **背景、必要性等**沖縄県**DX推進計画**等に基づき、システム導入の際の基本原則として、**クラウド・バイ・デフォルト原則**を明記することにより、従来のオンプレミスによるシステム開発・更改から、SaaSなどのクラウドを利用した最新のシステム導入を可能とし、システム調達の選択肢を増やし、<u>業務プロセスの見直しも行いつつ</u>、最適化を目指す。

## 2 システム間データ連携機能の強化

#### 【外的要因】

地方公共団体が保有するデータについては、オープンデータとして利 活用を推進することが求められている(官民データ法)

### 【内的要因】

庁内の情報システムでは、システム間の連携不足が課題となっている。 具体的には、データ連携の際に手作業が発生し、各システムのデータの 内容は不明確な状況にある。

このため、データ連携機能の強化とデータの整理など最適化が求められる。

データ連携機能を実現するための、**WebAPI等の連携機能**の検討を明記し、それに伴いデータ移行作業やログイン作業が軽減される。

また、デ**ータカタログ化**を明記することにより、データの利活用が行える ため、EBPMなど**高度なデータ分析や多角化**が図られると共に、**オープ** ンデータの活用推進を図る。

## 3 ノーコードツールの活用

従来型のシステム開発は、システムがパッケージ化されており機能が限定され、独自の機能を追加する場合は、カスタマイズが必要となるため、カスタマイズ費用が膨大になる傾向がある。また、独自仕様にカスタマイズをしてしまうと、法律改正に対応したパッケージのバージョンアップができなくなるなどの弊害が発生する。

このため、**カスタマイズ費用削減**と、**独自機能の追加**の**両立**が求められる。

プログラミングが不要でシステム開発ができる**ノーコードツール**を明記することにより、職員が独自にシステム開発を行うことが可能となり、**カスタマイズ費用の削減と独自機能の追加**が容易になる。